資料３－１

「防災本部の今後の取組み(第３期対策計画に関することを除く)について」

に係る今後の対応（案）

資料３－１

**(1) 周辺住民等の対策計画の進捗状況や適切な避難行動等の理解の促進**

行政機関、特定事業者等が連携して、他地区の事例等を参考にしながら、周辺住民等に、次のような事項について理解されるよう、わかりやすい説明等に取り組む。

・対策計画の進捗状況及び対策の効果

・異常現象によるリスク、適切な避難行動等

**(2) 行政機関等による情報共有、適切な住民広報や避難誘導の検討**

異常現象発生時に、災害の状況と拡大の可能性を迅速に把握し、適切な住民広報や避難誘導を促進するため、行政機関と特定事業者の情報共有や発災時の住民広報の方法等を検討する。

【これまでの取組状況】

〇第２期対策計画（平成30年度分）の進捗状況の公表（R1.9.13）

〇事業所の情報の共有に関する調査等（堺市消防局「危険物施設等に関する消防活動支援指針」、府薬務課「毒物及び劇物取締法」の情報、PRTR制度・府生活環境保全条例における化学物質の取扱い）

**〇大阪府石油コンビナート等防災本部訓練（R2.1.17）**（概要　資料３－２）

特定事業所において大規模災害が発生することを想定し、防災本部、現地本部（地元市等）と関係機関が連携した活動について図上訓練した。

【検討の方向性】

〇引き続き効果的な情報共有のあり方を検討するとともに、新たに防災本部訓練で明らかになった課題を踏まえ、発災時の住民広報等の対応を適切に行えるよう、防災体制を検討見直しする。

　　　➡資料３－３に現在の課題と対応（案）を整理

**(3) 南海トラフ地震防災対策、高潮対策の推進**

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正や水防法の高潮浸水想定区域の設定等を踏まえ、大阪府石油コンビナート等防災計画の修正を行うとともに、特定事業者の防災規定等の変更を促進する。

また、特別防災区域内の事業者の多くが津波避難計画を策定し、津波に対して適切に行動できるよう、引き続きワークショップの開催や広報に努めるとともに、大学等の防災に関する研究機関と連携した取り組みを検討する。

【これまでの取組状況】

〇大阪府地域防災計画の修正（R1.11.26）

〇大阪府河川整備審議会「高潮専門部会」において、高潮浸水シミュレーション結果を審議

〇特別防災区域連絡協議会において、「南海トラフ地震防災対策計画等の作成手引き」等の周知（R2.2.17）

〇特別防災地区内の事業者における津波避難計画の策定促進

　　　・津波避難ワークショップの開催

　　　・防災スピーカーによる緊急放送の聞こえ方に関する調査（R1.11.5）

　　 　「大学×大阪府プロジェクト」を活用し、関西大学社会安全学部と連携

　　　・津波発生時の情報収集についてのリーフレットの作成、周知（R2.2）

【検討の方向性】

〇引き続き、大阪府石油コンビナート等防災計画の修正等に係る検討を行うとともに、津波避難計画の作成促進のための津波避難ワークショップや大学との連携等を進めていく。

**(4) 堺泉北港の民有護岸、桟橋等の耐震性の確認の促進**

堺泉北港は民有の護岸が多いため、南海トラフ巨大地震発生時に、燃料やエネルギー等の供給能力を確保するためにも、護岸を管理する事業者による耐震性の確認を促進する。

【これまでの取組状況】

〇特別防災区域連絡協議会において、護岸管理事業者への調査等を働きかけるとともに、調査を実施する上での課題があれば、防災本部に提供するよう依頼

【検討の方向性】

〇引き続き、民有護岸の耐震性の確認について、課題の調査研究に努める。